

御社のお取引先は大丈夫ですか？

貸倒れリスクに 備えていますか？



例えば500万円の貸倒損失を取り戻すためには…

売掛金貸倒損失
500万円

利益率5%の場合

必要な売上
1億円

大きな
負担に…

そこで

「中小企業向け貸倒保証制度」があります！

取引先の法的な倒産または支払遅延の発生等により手形や売掛金などの売上債権が回収できなくなった場合、売上債権の貸倒れリスクを保証し御社が被る損害の一定部分をカバーする法人会加入のみなさま限定の取引信用保険です。

これで
安心

新規取引先拡大で
売上UPに貢献

さらに

保険会社の与信審査が加わり、新規取引先に関する
与信情報不足を補完し、積極的な営業展開を図ること
ができ売上向上にも貢献します（支払限度額プランの場合）。

中小企業向け貸倒保証制度の特長

分割払制度

一時払保険料が30万円以上の場合、口座振替による分割払でのお支払いが可能となります。

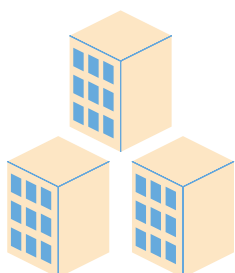
分割払

キャッシュレス

保険料の払込猶予に関する特約を付帯した場合、ご加入時に保険料をご準備いただく必要がなくなります。

全ての お取引先が対象

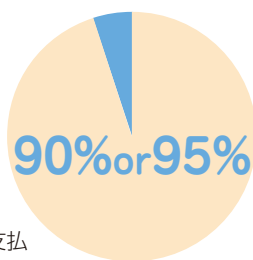
原則として全てのお取引先を保険の対象とします。
一部に限定する場合は10社以上でお引受可能です。



90%または95%の 「縮小支払割合」

保険金お支払額は、未回収の売上債権の額に90%または95%の「縮小支払割合」を乗じた金額となります。

※自動承認限度額プランの場合は90%、支払限度額プランの場合は95%となります。

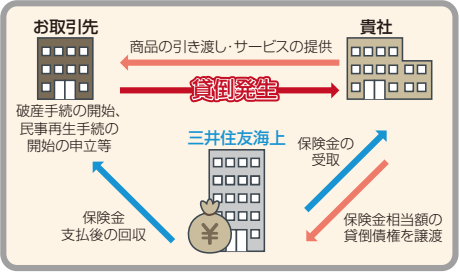


まずは資料請求を

詳しくは裏面をご覧ください。

■ 中小企業向け貸倒保証制度とは…

1. 御社お取引先(債務者)の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生(※)により売上債権が回収できない場合に、御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。
(※) 履行遅滞の発生
お取引先が債務の弁済期日から3か月を経過してもその債務を履行しない場合において、引受保険会社はその債務につき履行の見込みがないと判断したときに保険金をお支払いします。
2. この保険は、法人会連合会が保険契約者となる団体契約であり、この保険にご加入いただくには、法人会連合会の会員である法人会に入会している(法人会会員企業である)ことが条件となります。



■ 中小企業向け貸倒保証制度のメリット

与信管理の充実・向上

御社の与信管理に引受保険会社の審査が加わり、お取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

キャッシュフローの安定化

貸倒金額の一定部分を保険金として受け取ることができるので、貸倒発生時の影響を軽減することができます。

貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。

対外信用力の向上

売上債権の保全となり、仕入先等(債権者)に対する貴社の信用力の向上が期待できます。

■ ご加入プラン(法人会専用)

2018年度から「自動承認限度額プラン」と「支払限度額プラン」の2種類の募集が可能になります。

プラン名称	自動承認限度額プラン	支払限度額プラン
保険料算出の基礎	告知書記載の加入者の直近会計年度の売上高	加入者の保証対象となる各お取引先の支払限度額・会計額
自動承認限度額・支払限度額	お取引先の債権残高・信用区分に関係なく、一律100万円、200万円、300万円が自動承認限度額となります。途中で追加したお取引先も自動的に保証対象。 【自動承認限度額プランのイメージ図】 加入者(法人会会員) ①取引先 ②取引先 ③取引先 …… Z取引先 + X取引先 (追加) 自動承認限度額 100万円(全取引先共通) (例) 自動承認限度額100万円の場合、全取引先に対し一律自動承認限度額100万円を設定。途中で追加になった取引先Xも自動的に保証対象。	告知書に記載頂いた債権残高や信用区分(※1)に応じて、取引先ごとに支払限度額(※2)が決まります。途中で追加したお取引先についても変更手続きの上で保証対象とすることが可能。 【支払限度額プランのイメージ図】 加入者(法人会会員) ①取引先 ②取引先 ③取引先 …… Z取引先 + X取引先 (追加) 支払限度額は各取引先の債権残高と信用区分によって決定。 取引先の債権残高と信用区分に応じて、支払限度額を設定するので取引先毎に、支払限度額は異なる。途中で追加になった取引先については、変更手続きの上で、保証対象とすることが可能。
縮小支払割合	90%	95%
対象取引先数	全取引先	10社以上(すべてのお取引先数が9社以下で、そのすべてのお取引先をこの保険で対象とする場合は1社以上)
保険証券総支払限度額(※3)	契約時の一時払保険料の 10倍 (100万円単位に切り上げ)または自動承認限度額のいずれか大きい方になります。	契約時の一時払保険料の 20倍 またはお取引先ごとに設定した支払限度額の最大額のいずれか大きい方になります。
期中の取引先の追加・削除	変更手続きなく、 自動的に 保証対象または対象外となります。	変更手続きの上、必要に応じ保険料の追加または返還を行います。
期中の自動承認限度額・支払限度額の増額	保険期間中の自動承認限度額の増額はできません。	保険期間中に、支払限度額の増額を行う場合、追加保険料をお支払い頂き、支払限度額の増額ができます。

(注1) 信用区分は、保険で対象とする取引先ごとに引受保険会社が判定します。
(注2) 支払限度額は、保険で対象とする取引先ごとに告知いただいた「売上債権残高(一定時点の売上債権残高またはそれにもとづき今後1年間の売上高見込を勘案した額)」と「信用区分」に応じた「支払限度額の上限額」のいずれか小さい金額で設定します。ただし、お取引先により支払限度が設定できない場合があります。
(注3) 取引先ごとの支払限度額のほか、御社にお支払いする保険金の限度額を設定します。

☎ 以下にご記入のうえ、下記お問合わせ先までFAXでご送付ください。 ☎

御社名		入会している法人会名	
連絡先	住所 TEL FAX	御社 ご担当者名	
ご希望	☐ 「中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細説明を聞きたい。 ☐ 「中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細資料を送付して欲しい。 ☐ その他()		

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。
※ご記入いただいた内容をもとに取引信用保険のご案内やその他の商品・サービスの紹介をさせていただきます。
※入会している法人会がこの制度を採用していない場合は、ご加入いただけません。

お問合せ先

取扱代理店 引受保険会社